（資料の提供・法第四百九十四条の五等）

第二百九十四条の三　法第四百九十四条の五の規定による拘置の請求をするには、次に掲げる資料を提供しなければならない。

一　罰金の裁判の裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本

二　法第三百四十五条の二又は第四百九十四条の三の規定による決定の裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本

三　法に定める拘置の理由が存在することを認めるべき資料

（裁判所書記官の立会・法第四百九十四条の六）

第二百九十四条の四　法第四百九十四条の六の規定により法第三百四十五条の二又は第四百九十四条の三の規定による決定を受けた者に対し理由を告げこれに関する陳述を聴く場合には、裁判所書記官を立ち会わせなければならない。

（調書の作成・法第四百九十四条の六）

第二百九十四条の五　前条に規定する場合には、調書を作らなければならない。

2　前項の調書については、第三十八条第二項（第三号前段に係る部分に限る。）、第三項、第四項及び第六項並びに第四十二条第一項の規定を準用する。

（拘置状の記載要件等・法第四百九十四条の七等）

第二百九十四条の六　拘置状には、法第四百九十四条の七第二項において読み替えて準用する法第六十四条に規定する事項のほか、罰金の裁判が確定した者が法第四百九十四条の五各号に掲げる者であることを記載しなければならない。

2　第七十一条、第七十二条、第七十四条第一項及び第二項並びに第七十五条第一項の規定（これらの規定のうち勾留に関する部分に限る。）は、拘置状について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七十一条	法第六十九条	法第四百九十四条の八第二項において読み替えて準用する法第六十九条
第七十二条	裁判所又は裁判官	裁判所
第七十四条第一項	被告人は	者は
	被告人への交付	交付
第七十四条第二項	次項各号に掲げるときを除き、被告人	その請求をした者

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

（拘置の通知等・法第四百九十四条の八）

第二百九十四条の七　法第三百四十五条の二又は第四百九十四条の三の規定による決定を受けた者を拘置した場合において、その者に法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹がないときは、その決定を受けた者の申出により、その指定する者一人にその旨を通知しなければならない。

2　検察官は、法第四百九十四条の五の規定による拘置をした裁判所の裁判長の同意を得て、拘置されている者を他の刑事施設に移すことができる。

［新設］